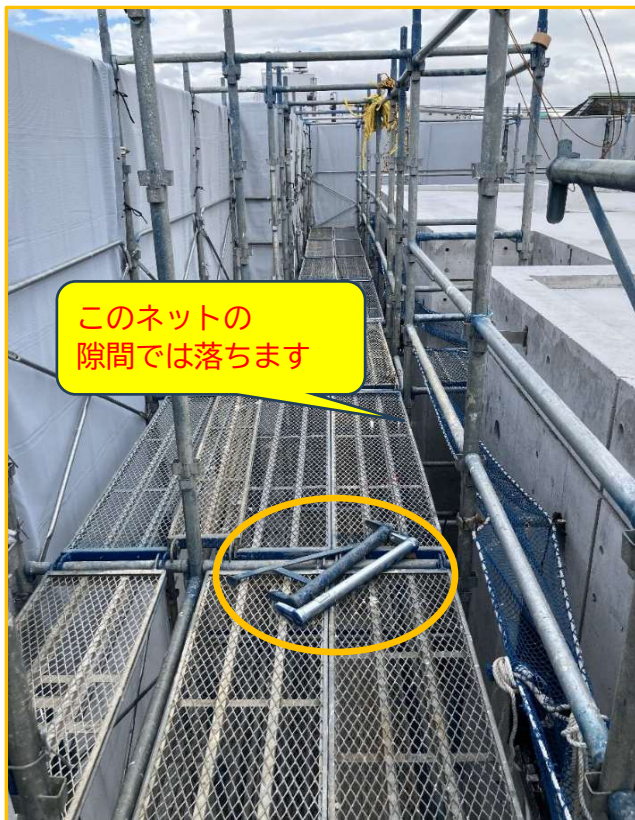
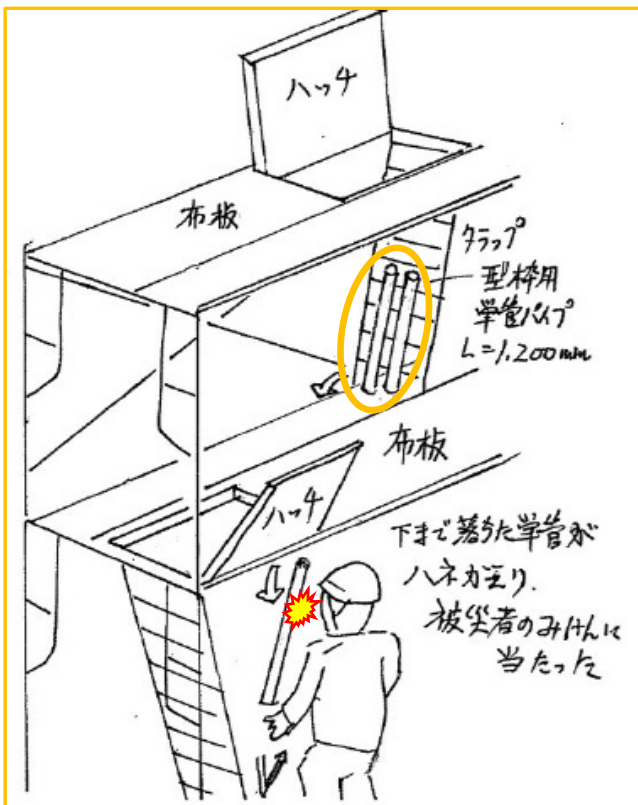


足場の上に固定せず資材を置くな

外した足場部材を作業床に置くな



巾木もシートも無い場所に置くな



固定されていない資材が落下し負傷した例

型枠用の単管を足場のタラップに立てかけていたら足場の揺れで下に落下、底版コンクリートに跳ね返り下層で作業していた作業員の眉間に当たり負傷

平成21年(2009年)の安衛則改正により足場に物体の落下防止措置の設置が義務付けられ作業状況に応じて巾木かネットかシート等を設けることが義務化されました

❖ 無い場所には資材道具は一切置けない

また、上記のように水平ネットがあっても隙間が大きい場合もあり、落下を防げない場合も当然あります。

❖ 仮置きする資材道具は固定すること!

足場からの落下物は【通行人や通行車両】を巻き込む危険もあります(吹付塗材の飛散なども) 巾木があるから、ネットがあるから と油断せず落下防止の固定と隙間ゼロを徹底しましょう